

2015年2月9日

政策学研究科長  
白石 克孝 殿

審査委員  
主査 北川 秀樹  
副査 堀尾 正靱  
副査 窪田 順平

## 審査報告書

下記の通り、博士論文の審査を終了しましたので、ご報告いたします。

### 記

#### 1. 件名

寇鑫 (KOU Xin) 氏の申請にかかる学位「博士 (政策学)」(課程) の論文の審査

#### 2. 論文題目

「中国西北部乾燥地域における農業用水の再配分に関する考察—水利権と水資源の有効利用を中心に—」

#### 3. 審査経緯

対象論文を審査するに際し、本委員会は2015年1月27日、口述試問を実施し、別紙の結論を得るに至った。なお、口述試問に先立ち、1月22日に政策学会主催の博士論文研究発表会が開催された。

## 1. 論文の構成

### 序章

#### 第1章 農業水利制度の歴史的な展開

##### 第1節 農業水利政策をめぐる新動向

##### 第2節 新中国建国以前の農業水利制度

##### 第3節 新中国建国以後の農業水利制度と水資源政策の変遷

#### 第2章 中国における現行の水資源管理メカニズム

##### 第1節 水資源管理の目標

##### 第2節 中国における水資源の管理組織制度

##### 第3節 現行水資源管理メカニズムの検討

#### 第3章 中国における水資源配分メカニズムおよび農業用水の再配分

##### 第1節 水資源の初期配分と権利関係

##### 第2節 水資源の再配分メカニズム

##### 第3節 農業用水の転用・再配分

##### 第4節 現行水資源再配分メカニズムの検討

#### 第4章 水利権をめぐる法的論争および農業用水水利権

##### 第1節 水利権をめぐる法的論争

##### 第2節 日本の水利権制度

##### 第3節 農業用水水利権の内容とその主体、客体と調整方法

#### 第5章 西北部乾燥地域における農業用水の水利権調整の事例研究

##### 第1節 甘肅省張掖市の水票制度

##### 第2節 寧夏と内モンゴルの水利権転換

##### 第3節 石羊河流域の水資源再配分

##### 第4節 渭河平原における陝西省三原県、富平県の水利権調整の事例

##### 第5節 各事例の比較

##### 第6節 法政策面からの考察

### おわりに

## 2. 論文の要旨

要旨を記す前に、まず寇氏が論文執筆に至った問題意識について述べる。

中国は一人当たりの水資源量が世界平均の約四分の一であり、特に西北部乾燥地域において、どのように限られた水資源を有効に利用し生活、生業を維持して持続可能な発展を図っていくかは困難な課題である。中国の西北部の降水量は、200-500 mmときわめて少なく、これらの地域には、植被の乏しい黄土高原や砂漠・砂地が広がる。自然条件に配慮しない開発は、不可逆的な環境破壊を招くことにもなりかねない。一方で、中国政府は 1999 年から沿岸部との格差を是正するため西部地域の開発に取り組んでおり、インフラ建設が驚異的なスピードで進むとともに、沿岸部からの企業進出により工業用水に対する需要が高まっている。

一方で、現地の多くの住民は農業により生計を営んでおり、水資源がひっ迫した中で、例えば西北諸流域では農業用水の利用率は 9 割を超えている。生産性の高い農業を行うためには灌漑が必須である。寇氏は、農業用水の施設による地表水あるいは地下水の利用に焦点を当て、水利権の歴史的沿革、憲法、水法、物権法等の関係法令により規定された水利権（中国語「水権」）の法的性格や水資源管理の組織、制度について、西北部現地の事例調査から水資源利用実態を分析している。その上で現行の農業用水に関する水資源政策について、有効利用、環境保全と農民の利益保護の視座からその妥当性を考察したいとの問題意識を有している。このようなことから、寇氏のテーマ選択理由および学術的・社会的意義の理解は明確である。なお、本論文の中心となる内容の一部については、龍谷政策学論集 4 巻 1 号（2014 年 12 月）に、査読付論説「中国西北部渇水地域における農業用水の再配分問題—水利権調整をめぐる法政策学的実証研究」として掲載されていることを付言する。

### (1).序章

中国の国土面積は広く、全国の気候条件はそれぞれ違う。南部の水資源は豊かであるが、北部は水不足の現象が顕著である。また、時間的、空間的な偏在が著しい。時間的には、水資源は夏の雨季に集中し洪水を来たすなど利用面での困難が大きい。長江以北水系の流域面積は全国国土面積の 64%を占めているが、水資源量は全国の総量の 19%にすぎず、乾燥、水不足は北部における大きな課題である。全国の多くの地域では増水期の連続 4 ヶ月間の降水量は年間降水量の 60%—80%を占め、夏季を中心に洪水を引き起こしやすい。しかも、水資源量の約 3 分の 2 は利用不可能であるため、増水期に洪水、非増水期に渇水を招く。

特に西北部において渇水の被害は深刻である。例えば、甘粛省の張掖市では、2012 年初めから 2 月までの渇水被害は約 23 万人に影響を与えた。農産物被害面積は 55,350ha、芝生被害面積は 399,015ha、飲用水の入手困難な人は 11,550 人、飲用困難な家畜の数は 4,440

頭、経済損失は1.041億元に達したことを紹介する。

研究対象は利水段階の農業用水利権であり、水利権の客体は施設による地表水あるいは地下水であり、施設を利用しない自然状態の水資源は対象ではない。研究の目的は中国の西北部の水資源、とりわけ大きな割合を占める農業用水の利用に焦点を当て論じるものである。特に近年、中国における経済発展志向政策の下で進められている農業用水の節約が乾燥地における農民の用水権益、生態環境に配慮して行われているかどうかということについて、学際的に考察することである。

## (2).第1章

まず、国の農業水利政策の新動向として、2011年以後は農業水利のインフラ建設と節水型社会の建設が重視されていることを指摘する。歴史上の中国は水資源が統治階級に把握され、水の中央集権式の管理は現代中国での行政主導の水利権調整の基礎になっていることを確認した。次に、新中国建国以後の動きとして、1980年代までに、洪水防止、灌漑施設を中心に大規模な水利インフラ建設が行われたこと、1980年代は国家投資の不足で供水の有料化改革、水利部門の企業化改革が始まったこと、1990年代は完全な計画経済時代が終了し、社会主義市場経済体制への移行が始まったこと、農業水利の建設は社会経済の発展に応じた水資源への需要と労働力・資金不足の矛盾ならびに地方政府および中央政府の投資不足が顕在化したことを紹介する。さらに、2000年代以後、水資源の需給の矛盾が顕在化する中で農民の負担を軽減するために、国家投資が再び増大していくと同時に、水資源の保護、節約、効率的な利用が重視された。節水型社会の建設、特に節水型農業の建設は、農業用水の他の用水セクターへの転用を可能にする。これらを念頭に置きながら、新中国建国前後の農業水利制度の歴史的な展開を整理した。

結論として、寇氏は中国の農業水利システムの投資主体は国家投資、農民負担、多様な主体の負担、国家投資の順に時間的に推移したこと、管理主体は上は行政部門、末端管理は農民用水者協会のような非行政部門が主となり、現在に至っていることを明らかにする。また、水利建設の重点的な目的は洪水・干ばつ防止、灌漑から、経済発展、社会生活、生態環境の維持を含めた総合的な供水へと転換したこと、水資源政策は開発・利用、経済発展中心から、1990年代後半の水資源の保護、効率的な利用、節約へと次第に転換したことを明確にしている。最後に今日の主要な問題点として、水資源開発と水利施設維持の費用が高く、政府の財政負担が重いことを指摘している。

## (3).第2章

中国における水資源の管理について考察する。まず、流域管理組織と行政管理組織のシステムを分析する上で、西北部乾燥地域における農業用水の管理システムをモデルとして農業灌漑用水のシステムを考察する。次に、先行研究、現行の法政策を参考にしながら、供給管理と需要管理、分割管理と統一管理、流域管理と行政管理、統合的水資源管理(IWRM)

および政府主導と市場誘導などの水資源管理の各方法を比較・分析している。

このうち、供給管理は水資源開発を進めて供給量を増加させ、水不足を解消しようとするものであるが、寇氏は水資源の逼迫する乾燥地域には適しないものとする。また、流域管理は自然水系の水循環システムに基づいているのに対し、行政管理は行政区域に基づき人為的に設定されたものであり、両者の統合による管理の必要性を説く。なお、統合的水資源管理（IWRM）は、水、土地およびその関連する資源の調和的な開発と管理を促進するプロセスであり、生態系に配慮し経済的効果と社会的効果を発揮させる管理方法であるが、中国でどのように具体化して適応するかは今後の課題とする。さらに、水利権売買に代表される市場誘導について、チリでの経験を引き合いに出し、公共財としての水資源に過度に適用されることへの懸念を示している。

本章の結論として、水資源管理の諸方法の単一の適用では水資源の保護と効率的な利用を達成しにくいことを指摘する。行政主導の統一的な管理の下で、供給管理を通して社会・経済の発展に必要な最低限の水資源を提供するとともに、需要管理を通して節水措置を促進することが必要である。また、行政の計画手段と市場誘導手段をともに運用し、用水需要を抑制して水資源を保護すると同時に行政組織内部の一体化を促進しながら、農村の自主的な利水組織の自治性を高め、農民の用水権益を保護することなど、水管理方法の総合的かつ調和的な適用が水資源の保護と有効利用に適した方策であることを強調する。

#### (4).第3章

農業灌漑用水の再配分として、工業用水などへの転換問題を取り上げる。すなわち、水資源の初期配分(水資源が自然界から第一次的に配分されるプロセス)と再配分メカニズム(水資源の初期配分において、自然的水循環(流域別)と社会的水循環(行政区域別、用途別)の間、あるいは社会的水循環内部の水供給と用水需要のバランスが満足されない場合におこる水資源の再配分)を整理し、水資源再配分の目的、方法、規模および現行の水資源再配分体系の問題点を考察する。これにより、第5章の西北部における農業灌漑用水の水利権調整の事例分析に制度的な背景と根拠を提供する。

ここでは、流域行政管理部門が第一次的に配分するプロセスについて述べる。これは①流域から行政区域への配分、②上級の行政区域から下級の行政区域への配分、③行政区域から各用水セクターへの配分のように分けられるとする。水利権の内容を分水権（水資源を分配する権利）、取水権、占有・使用・収益権に分類し、各段階での権利の性格を分析する。

また、再配分の目的について、例えば黒河中流地域の過度の水利用による下流地域の地下水位の下降、湖の枯渇などの生態環境の悪化を防ぐための環境の保護・回復を目的とする再配分、農業から発電用水需要に振り向ける地域の社会経済発展のための再配分を検討する。この他の用途への再配分について乾燥地域での現状をみるため、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区の統計書をもとに、農業用水の使用量は概ね横這いであること、生態環境

用水は規模は小さいものの増加傾向にあり、生態環境が重視されつつあることを指摘する。次に中国で特徴的な点は、耕地面積、灌漑面積が増加しつつあり、農業用水の必要な水量も増加する一方、都市化と経済発展により工業セクターと生活セクターへの水量も増加傾向にあり競合関係が生じていること、水法の規定と中央の政策により、生活と工業用水が重視され農業用水からの転用の必要性が生じていること、さらには空間的な再配分に加えた時間的な再配分、農業用水転用の際の農民の利益に配慮する必要があることを指摘する。

#### (5).第4章

前章までに述べられた中国の水資源管理の制度、再配分の実態と課題などをもとに、本章では水利権をめぐる繰り広げられた法学者の論争を紹介し、その法的性格を分析する。現行憲法は「鉱山資源、水流、森林、山、草原、荒地、海・河・湖岸などの自然資源はすべて国家所有である」（9条1項）と規定され、水法では、「水資源は国家所有」（3条）とされ、水資源の所有権は国务院が国家を代表して行使するとしている。ただし、水利権の概念については法律や政策で明らかにされていない。

このため、法学者の間では、水利権に所有権を含めない学説と所有権を含める学説が対立した。前者を主張する斐麗萍と崔建遠は、いずれも使用権と収益権を主体としたものであるとし、これにより現行法に規定された水資源の国家所有との整合が図られるとする。一方、蔡守秋らの水利権に所有権を含める学説は、初期配分を完成した後の水利権は完全な所有権ではないが私的財産権として排他性と譲渡性を持つとする。寇氏は、両学説とも使用権が中心であるとしていること、2007年施行の物権法で、国家所有の自然資源は「機関、個人が占有、使用、収益できる」（118条）と規定されたことから、所有権を含めないとする考え方が妥当であるとする。

また、日本では歴史的に灌漑水利権は農地に付随したものであり、慣行水利権と許可水利権に分けられるとし、農業用水においては慣行水利権が優先的な水利順序であったとしている。中国では明、清代から、水利権は土地に付随せず水利施設も水利権に含まれず、水資源のみに対する権利として、農業用水水利権を分水権、取水権、占有・使用・収益権のように分類できるとしている。また、取水許可制度と有償使用制度が水法により規定されており、行政の許可が重視されていることを指摘する。

#### (6).第5章

2012年～2013年に、西北部乾燥地の4地域21か所（機関）において行った農業用水に関する実態調査結果を紹介し、水資源利用と転用について考察する。

甘肅省張掖市は河西回廊の中部、西北部の内陸河川・黒河の中流域に位置している。南は祁連山脈が聳え、雪解け水が同市を潤し、古くから砂漠のオアシス都市として栄えた。最近の降水量は282mm、蒸発量は1400mmである。市の北部は黒河の下流に当たり、砂漠とゴビが広がる。黒河中流域では灌漑農業が主体であったが、表流水に加えて地下水の

利用が増加し、中下流間での水配分の問題が発生した。2002年に全国最初の節水型モデル事業の最初の試験区に選ばれ、2003年から水票制度を導入する。農民は水票を購入し、灌漑に利用、余った水量を売買もしくは管理部門に買い上げてもらい、中流域における節水効果を高めることが狙いであった。寇氏は水票制度について、水供給価格が高く農民は必要以上の水票を購入せず余剰も少なかったこと、村内部の節水技術等の普及が進んでおり、農業セクター間での水需要が少なかったこと、送水上の問題から異なる用水路水系の取引が達成しにくかったことから機能しなかったことを指摘する。

第二の寧夏と内モンゴルの水利権転換は、黄河水利委員会が行政主導で行ったものであり、青銅峡灌漑区の水を寧夏靈武の発電所に、内モンゴルの黄河南岸灌漑区の水を発電所に転用したものである。寇氏はこの事例について、発電所にとっての利益、転用元地元行政の補償金の獲得などはあるものの、灌漑区の水不足による地下水の依存、ひいては塩害などの生態環境の劣化を懸念する。このため、灌漑区農民の意見反映のための公衆参加の導入、環境影響評価の実施を提案し、環境保全の必要性を強調している。

第三の石羊河流域の再配分は、黒河流域の張掖市と同様であるが、流域の過度の水利用により塩害が深刻化、気候変動により祁連山脈の氷河が縮小したことに加え、中流地域での農業灌漑面積の急速な増加により地下水の需要が急増し水位が急速に低下、下流の紅崖山ダム貯水量は1950年代に比べ2割程度と深刻な状況となった。これに対し四つの対策が取られた。まず、黄河流域からの行政主導による送水であるが、これについては水量と期間の明示がないため安定的な水利権となっていないと寇氏は指摘する。次に中流地域から下流地域への再配分である。下流地域の水文断面における年間の地表水流入量を定め、下流地域への水量の確保を規定した。さらに、行政区域から各用水セクターへの送水については、農業灌漑用水の一人あたりの耕地面積(4.5~5.2 ムー)より少ない一定の水量(2.0~2.5 ムーに相当)を配分して節水農業を促進させ、他セクターへの転用を目指している。最後は、農業セクター内部の水資源再配分である。井戸の閉鎖、用水路の整備、点滴灌漑の推進と農民用水者協会の設立である。穀物から野菜、果物などの経済作物への転換、ハウス栽培の支援のほか、条件が劣悪な地域からの生態移民が行われている。農民間では水票売買により調整が可能である。この流域では、季節による河川水の水量変動が著しく、渇水期の水量がむしろ不足するため、農民は水票を売ることはなく、不足分を地下水で補うことが多く、結果的に地下水の過剰利用という問題が顕在化している。しかし、行政主導の水量確保政策により、下流の湖の水量が回復するなど、成果も現れている。

第四は、渭河平原における陝西省三原県、富平県の水利権調整である。これら地域は上記甘粛省の東南部・黄土高原に位置し、降水量は500mm程度ある。三原県については地域外からの引水に依存しているが、野菜等の経済作物が多く栽培されているため、地下水にも依存する。2014年には深刻な水不足に見舞われ、農業灌漑用水から生活用水への転用も行われている。この地域は西安からも近く、歴史的に整備された灌漑水路が継承されている。富平県は四つの川に10個のダムがあるが季節性河川であり、ほとんど水がないため三

原県と同様地下水に依存する。このため、水位の低下が著しく地盤沈下も生じている。また県北部には雨水に頼り生活する地域も存在する。この地域では渇水期に平原地域から水を購入しているが、価格の8割は運搬料であることを明らかにしている。

寇氏は上記の事例研究からも、4章で言及した農業用水の水利権の内容が取水権、占有・使用・収益権であることを再確認している。その他水資源の管理と調整は行政主導の力が強く、市場誘導と自主的な参加型管理が弱いこと、このため転用元の農民の利益保護が図られていないことを指摘する。

### (7).おわりに

本論文の主な結論として、以下の五点を挙げる。

①中国西北部渇水地域の農業用水水利権は、取水権、占有・使用・収益権であると定義することが適切である。

②過分の行政権力と単純な市場誘導はいずれも農業水利権調整の最も望ましい方法ではない。行政のコントロール力を市場の効率性と結合すると同時に、地域主導の農業用水水利組織による参加型管理を強化することが望ましい。これにより行政、農業用水セクター（特に農民）や、他の用水セクターの各自の農業水利権調整に対する要求を体现できるばかりでなく、行政、農民、他の用水セクター間の利害関係を調整することもできるとする。

③渇水被害の深刻な乾燥地域において、農業灌漑用水は生態環境用水の機能も有しているため、農業灌漑用水の工業セクターへの転換は生態環境へ悪影響を及ぼすことが懸念される。中国では、農業用水を節約し、工業用水へ転用する利水方針は西北部の乾燥地域では適切ではないことを示した。

④農業用水から他の用水セクターへの転換には、前提として農業用水の節水が必要である。節水は施設により取水できる地表水の利用量を少なくすることにより行われることが多く、これを補うための地下水利用が増加し、引いては生態環境の悪化を招くことを明らかにした。

⑤農業セクターの用水者である農民は、他のセクターの用水者より立場が弱いため、配慮が必要である。現在、農業用水を他の用水セクターへ転換する水利権調整プロセスにおいて、農民の既得用水権益が十分に配慮されず、農民に対する補償メカニズムはまだ整備されていない。現在は、主として①利用可能な水量の減少による農民が支払う用水料金の減少、②政府が節水技術・政策を推進するための節水設備への補助、③農業から他の用水セクターに転換する時に、他の用水セクターと農業セクターの徴収料金の差額(行政部門に属する)という事実として表れている。農業用水水利権の他の用水セクターへの転用にあたって、農民の用水権益に対する補償を強調する。

## 3. 論文の評価



主として環境法政策、環境学の視座から寇氏の論文を評価する。

(1).寇氏は法政策の面では、水利権をめぐる中国法学界での論争を紹介している。社会主義国の中国では、自然資源は国有と定められ、水資源も国有である。すべてその使用に当たっては基本的に国による許可が必要となる。1980年代以降の市場経済導入以降、国により節水政策と水利施設建設推進のため有料化が導入されたが、それ以前は無料であった。水資源が国有であったため、2000年代になってからも、雨水を集めて価格を決定し販売を企画した北京市の企業について販売の可否について論争が行われたほどである。このため、水利権の法的性格については、主として所有権を認めるか否かについて法学者の論争が展開されているが、寇氏は物権法制定後の現行法制度との整合や、西北部乾燥地域の農業用水についての事例研究から、取水権、占有、使用・収益権と解するのが適切であるとの自らの考え方を提示している。

(2).また、中国の農業灌漑用水の水利権について先行文献を踏まえ歴史的な視点から分析する。その水利権は明、清時代から土地と分離したものと考えられてきたことを明らかにし、日本のように土地と一体として考えられてきたこととの相違を浮き彫りにしている。さらに、歴史的に中国の水利権は為政者の意向が強く反映し、その伝統が現在まで強く残り行政主導であることを示す。日本で慣行水利権が重視されていることとの違いを明確にしたことは、水利史研究の面でも意義のある指摘と料する。

(3).中国政府は、農業用水から工業用水への用途転換を進めている。その背景には、内陸部の経済発展と所得水準の向上の狙いがある。寇氏は本研究対象地域の中国西北部では、水資源が逼迫しており農業からの強制的な水資源転用は農民の生業に深刻な影響を与えることに警鐘を鳴らす。さらに、気候変動などの影響で氷河の後退、異常気象の頻発がみられる同地域において、所与の自然環境を顧慮しない開発に反対する。仮に開発する場合でも、現地農民の参加による意見聴取、環境影響評価制度の導入を提案している。このことにより、農民の利益保護と環境配慮が予防的に実施できるとの見解は、政策面から高く評価できる。中国では、長江上流の巨大な三峡ダム建設、長江の水を北京、天津などの水不足の華北地方に大規模に送水する水路：南水北調の建設が行われてきたが、これらは自然を改変するものとして批判もあった。発展重視は近年政府が進めてきたものであるが、環境破壊や汚染が蔓延する中国において自然環境保全重視への方向性転換が必要となっている。寇氏の主張は、習近平政権が打ち出した「生態文明」、すなわち「人、自然、社会の協調発展という規律により取得する物質と精神成果の総和」に沿うものともいえる。

(4).事例研究の調査地について、黒河流域の張掖は近年日本の研究者の成果も比較的多く発表されるようになり注目を集めているが、本論文に述べられている石羊河流域の生態環境悪化防止のための中流域での取水制限政策は、前首相の温家宝の指示により多くの予算を投入して進められたものであり、おそらく日本語文献ではその実態がほとんど紹介されたことはないと思われる。調査に当たっては当地政府水利部門の協力が欠かせないものであったが、幸い当地に詳しい西北農林科技大学の魏曉妹教授の案内によりスムーズかつ効果

的な研究調査を行うことが可能になり、本研究にその成果が生かされている。

(5).最後に、日本における現代中国研究、とりわけ中国環境研究の視座から見解を述べる。在日の中国人留学生が、中国とは異なった学術研究のアプローチで論文を書くことは、言語の障害とともに大きな困難を伴う。参考文献に掲げられたように、寇氏は多くの日本語文献のみならず英語文献にも目を通し執筆しており、日本における現代中国研究の発展に資するものである。同時に、中国の環境研究と持続可能な発展にとっても大いに貢献するものである。

#### 4. 今後の研究面での課題

(1).審査対象論文は、中国西北部乾燥地域の水資源の再配分問題を主として水量の面から取り上げたものであり、今回の論文では水質については言及していない。中国の水問題を論じるときには、量的な問題とともに汚染問題が喫緊の課題である。工場排水、生活排水により河川・湖沼の汚染がきわめて深刻である。とりわけ中国西北部では欠水型の汚染の解決が急務であり、この方面での寇氏の環境政策研究のさらなる発展を期待したい。

(2).本論文で提案された農業灌漑用水転用による農民への補償メカニズムについては、さらなる研究の深化が期待される。2000年以降の中国農村社会をめぐる急速な変化、例えば農業税の撤廃、水費の決定プロセス、農地請負制度の推進、都市化政策などを踏まえ、社会、経済面も考慮した制度設計のあり方についての政策研究が望まれる。この点、本年1月から施行された改正環境保護法は、生態保護補償制度の確立について規定し、受益地区と生態保護地区の人民政府が協議を通じたり、市場規制に基づき生態保護補償を進めたりすることについて国が指導することとした(31条)。現在生態補償条例が起草中と伝えられるが、このような大きな枠組みの中での研究の深化が期待される。

(3).さらに、水資源開発による環境悪化の未然防止には、現地住民の意見を聴取するプロセスが欠かせない。公衆の環境利益の保護には情報公開と公衆参加が不可欠である。中国では現在も、政府の社会安定最優先の立場から未だ課題が多く、開発優先の政策の下で住民の要求は無視されることが多い。人民が主人公とする社会主義国における独自の制度設計と理論構築についての寇氏の積極的な貢献が望まれる。

(4).最後に、本論文での水利権転用は、空間的な側面を中心に考察しているが、世界各国の事情をみたとき、恒久的か一時的かという時間的な側面に焦点を当てた研究も必要性が高い。この点の精緻な考察を期待する。

#### 5. 結論

審査委員会は、寇鑫氏の論文を評価した結果、先行研究に基づいた論旨の展開、インタビュー等による豊富な事例研究、独創的かつ新規性のある結論などを総合的に勘案し、相当の研究能力と豊かな学識を有していることから、審査基準を基本的に満たしているものと判断し、博士(政策学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判定する。